

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
琵琶湖事業推進地域連携調査業務 滋賀県大津市黒津4-2-2 R3.4.3~R4.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 矢野 公久 滋賀県大津市黒津4-5-1	R3.4.2	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、琵琶湖河川事務所の地域連携事業を推進するために、河川レジャー活動、住民と行政の連携、アクア琵琶湖案内ボランティア活動の支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	21,659,000	21,615,000	99.80%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度 伊勢湾航行影響検討業務 愛知県名古屋市 R3.4.6~R3.9.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋港湾事務所長 藤田 亨 愛知県名古屋港区築地町2	R3.4.6	(公社)伊勢湾海難防止協会 愛知県名古屋港区西倉町1-54	3180005014553	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中部国際空港沖公有水面埋立事業が周辺海域の航行安全に及ぼす影響について検討を行うとともに、その対応策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討を行うものである。「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者(注から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。審査の結果、総合的に最も評価値が高位である伊勢湾海難防止協会の契約の相手方として特定した。	16,830,000	16,500,000	98.04%	-	公社	国認定	1者	
R3鬼怒川・小貝川事業計画検討業務 下館河川事務所管内 R3.4.10~R4.2.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 工藤 美紀男 茨城県筑西市二本成1753	R3.4.9	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は鬼怒川及び小貝川の河川整備状況を整理し、河川整備計画に位置づけられた事業の整備手法等における検討を行い、事業監理の基礎資料とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3鬼怒川・小貝川事業計画検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	25,300,000	25,223,000	99.70%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R3鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 下館河川事務所 R3.4.10～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 工藤 美紀男 茨城県筑西市二本成1753	R3.4.9	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4第3号 本業務は河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の基礎資料について取りまとめを行うものである。また、近年求められているコスト削減や省力化に配慮した鬼怒川及び小貝川の適切な河川管理に資するため、河道内の樹木管理計画の検討等を行い、今後の下館河川事務所管内における河川の維持管理体系の構築のためのとりまとめを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	20,867,000	20,790,000	99.63%	-	公財	国認定	1者	
円山川自然再生事業とりまとめ他業務 兵庫県豊岡市津屋山地区先～兵庫県豊岡市日高町赤崎町先 R3.4.10～R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 南 知之 兵庫県豊岡市幸町10-3	R3.4.9	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4第3号 本業務は、令和3年度までのモニタリング調査結果に基づき、河川工事に伴う河川環境への影響分析・環境に配慮した整備事業の効果とりまとめ及び円山川水系自然再生計画(時点更新)に基づく整備事業(中郷遊水地湿地創出等)の具体化検討を行い、事業進捗を図ることを目的とする業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施する	47,861,000	47,520,000	99.29%	-	公財	国認定	1者	
R3渡良瀬川河川管理施設監理検討業務 渡良瀬川河川事務所管内 R3.4.14～R4.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長 塚本 三 栃木県足利市田中町661-3	R3.4.13	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状況把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の基礎資料について取りまとめ等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実施方針及び特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R3渡良瀬川河川管理施設監理検討業務河川財団・東京建設コンサルタント設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	48,796,000	47,938,000	98.24%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度越後平野における生態系ネットワーク形成の推進に関する検討業務 北陸地方整備局河川部河川計画課 R3.4.28～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 岡村 次郎 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	R3.4.14	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	9110001001465	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4第3号 本業務は、河川を基軸とした越後平野における生態系ネットワークの形成とともに、魅力的で活力ある地域づくりの実現に向け、全体構想の策定に向けた検討を行うとともに、各地域の活性化を図るための効果的な取組内容等について検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、河川環境や河川の生態系における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、左記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められるので、特定したものである。 よって、左記業者と随意契約を締結するものである。	21,032,000	20,999,000	99.84%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
来島海峡航路みなとカメラシステム整備検討業務 R3.4.15~R3.9.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長 宮崎 貴司 愛媛県松山市海岸通2426-1	R3.4.15	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、来島海峡航路において航路管理及び災害・事故時等の危機管理を含めた監視を行うためのみなとカメラシステムの更新について検討を行うものである。簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	31,614,000	31,570,000	98.78%	-	公社	国認定	1者	
R3江戸川管内河川管理施設監理検討業務 江戸川河川事務所管内 R3.4.16~R4.3.16 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 岩見 洋一 千葉県野田市宮崎134	R3.4.15	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果を基に現状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響を検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕を効率的・効果的に実施する修繕計画等の基礎資料の取りまとめ及び堤防除草費コスト削減検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、「堤防除草の適切かつ効率的な実施に向けた検討方法について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R3江戸川管内河川管理施設監理検討業務河川財団・キタック・日本工営設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	31,482,000	31,482,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
淀川地域連携推進調査業務 大阪府枚方市新町2-2-10他(淀川河川事務所及びその管内) R3.4.16~R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 三戸 雅文 大阪府枚方市新町2-2-10	R3.4.15	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、淀川での地域連携における河川事業の推進のための地域連携方策のあり方についての検討及び河川レンジャーの活動支援等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	80,630,000	80,289,000	99.58%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度京浜管内河川管理施設監理検討業務 京浜河川事務所 R3.4.20~R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 竹田 正彦 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	R3.4.19	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、京浜河川事務所が管理する河川の維持管理状況、展望点検や河川巡視業務を踏まえ、適切かつ適正に河川維持管理業務を遂行するために、堤防等河川管理施設の点検方法や分析・評価、河川巡視実施方針の評価・とりまとめを行うとともに、維持管理計画の改定(案)の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施フロー、工程計画、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 令和3年度京浜管内河川管理施設監理検討業務河川財団・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	35,805,000	35,497,000	99.14%	-	公財	国認定	1者	
R2常陸河川国道那珂川事業計画検討業務 那珂川水系 R3.4.20~R4.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	R3.4.19	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、常陸河川国道事務所にて実施している那珂川緊急治水対策プロジェクトについて、令和6年度完了に向けた事業全体計画・各年度の工程計画等の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R2常陸河川国道那珂川事業計画検討業務河川財団・エコー・パンフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	31,262,000	30,173,000	96.52%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
淀川生態環境調査解析業務 大阪府枚方市新町2-2-10他(淀川河川事務所及びその管内) R3.4.20～R4.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 三戸 雅文 大阪府枚方市新町2-2-10	R3.4.19	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、淀川において天然記念物であるイタセンバラや輪殿コソ原など、多様な生態系を有する環境の保全再生を目指しそれらの調査、解析をする。また、淀川環境委員会の資料作成及び運営補助を行い、河川環境の保全に反映することを目的とする業務である。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記相手方と契約を行うものである。	43,923,000	43,923,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
中国地域港湾の中長期構想における施策推進検討業務 R3.4.20～R4.2.25 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 中島 靖 広島県広島市中区東白島町14-15	R3.4.20	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、中国地域港湾の中長期構想を踏まえ、施策のうち検討の深化が必要なものについて、課題・ニーズの抽出、対応の整理・検討を行った上で、具体的な施策推進のロードマップの作成を行うものであるが、専門的な技術が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。 (簡易公募型プロポーザル)	23,958,000	23,870,000	99.63%	-	公社	国認定	1者	
令和3年度 大規模災害時における広域連携に関する検討業務 愛知県名古屋 R3.4.21～R4.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 加藤恒太郎 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	R3.4.21	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、伊勢湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能の早期回復を目的とした広域連携の体制強化を図るため、現行の手順書を活用した訓練の実施及び導き出された課題等への対応を検討するものである。本業務の契約手続としては、「プロポーザル方式」を採用するとし、公募により参加表明があった者で資格を高めた者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験能力」、「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行った。審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	19,789,000	19,745,000	99.78%	-	公社	国認定	1者	
堤防植生等維持管理効率化対策効果検証業務 札幌市 R3.4.22～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 遠家 養浩 大阪府枚方市山田池北町11-1	R3.4.21	設計共同体 (公財)河川財団 他1社 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、近畿地方整備局が管理する堤防の機能を効率的に維持するための方策について、堤防の低草丈草種への植生転換や河道内樹木の減勢試行の検証等を通して、とりまとめることを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 左記相手方は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施する	38,456,000	38,456,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
石狩川下流域生態系ネットワーク検討業務 札幌市 R3.4.28～R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 石川 伸 北海道札幌市中央区北2条西19	R3.4.27	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる検討業務であるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する総合評価型プロポーザル方式により、技術提案を求めたテーマ「生態系ネットワークを広域に展開するにあたっての留意点について」に対して的確性及び実現性が他社より優れ、総合的に高い評価を得た者を特定した。	13,772,000	13,772,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R3利根川上流管内維持管理方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R3.4.29～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R3.4.28	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流管内の堤防等河川管理施設点検に関するマネジメント及び結果の分析評価を行うと共に、河川維持管理業務や対策等に関する効率化を検討するものである。また、河川維持管理業務実施状況の取りまとめや、堤防維持管理状況に関する継続的なモニタリング調査を行い、その結果を整理することで河川維持管理の広報及び品質向上を目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、利根川上流管内における堤防等河川管理施設点検のマネジメント手法に関する技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R3利根川上流管内維持管理方策検討業務河川財団・エコー設計共同体は、技術提案書をふまえて、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	33,132,000	33,132,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R3渡良瀬遊水池エリアエコロジカル・ネットワーク等検討業務 利根川上流河川事務所管内 R3.5.8～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 安達 孝実 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	R3.5.7	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水池エリアエコロジカル・ネットワークの推進に向けた取組の検討を行うものである。また利根大堰周辺地区において動植物の生息状況から治水と環境について検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な知識や経験が必要とすることから、渡良瀬遊水池エリアエコロジカル・ネットワーク推進方法について技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団日本生態系協会は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	14,971,000	14,971,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度 四万十川流域生態系ネットワーク検討業務 中村河川国道事務所 R3.5.18～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 田中 元幸 高知県四万十市右山2033-14	R3.5.17	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務を遂行するためには、四万十川流域における生態系ネットワークを基軸とした地域活性化について高度で専門的な知識と技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた左記業者を特定したものである。	19,987,000	19,987,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
鹿島港洋上風力発電基地港を核にした地域振興構想等検討業務 R3.5.18～R4.3.18 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所長 前田 敬 茨城県鹿嶋市栗生2254	R3.5.18	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂三丁目3番5号住友生命山王ビル	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、鹿島港洋上風力発電基地港を核にした地域振興構想等の検討を行うものである。 本業務を円滑かつ確実に遂行するためには、洋上風力発電基地港に関する知見を十分に有していることが必要になる。鹿島港は令和2年9月2日に「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)」に指定されており、地元鹿嶋市の地域振興構想等の検討が求められるが、受注者の専門的知識、創意等によって業務成果に差異が生じるおそれがある。そのため、技術提案を求め適切に評価し受注者を選定することにより、業務成果の向上を図ることができる簡易公募型プロポーザル方式により実施するものとし、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。 テーマ： 洋上風力発電基地港を核にした地域振興構想等の検討に際しての留意点及びその留意点を踏まえた具体的な検討手法について その結果、業務目的について優れた技術提案を行った(公社)日本港湾協会を特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、(公社)日本港湾協会と随意契約をするものである。	15,488,000	15,400,000	99.43%	-	公社	国認定	1者	
R3霞ヶ浦水環境対策検討業務 霞ヶ浦河川事務所管内 R3.5.19～R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所長 小櫃 基住 茨城県潮来市潮来3510	R3.5.18	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3霞ヶ浦水環境対策検討業務河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認	29,953,000	29,953,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R3利根川下流部自然再生検討業務 利根川下流河川事務所管内 R3.5.25～R4.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原イ4149	R3.5.24	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部自然再生計画等に基づき、利根川下流部において多様な生物の生息・生育が可能な河川環境を保全・再生するために、貴重な生物の保全対策を含めた自然再生整備の検討を行うとともに、動植物の調査等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、平沼再生地における底生動物モニタリング手法について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3利根川下流部自然再生検討業務エコノ・河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	34,199,000	34,199,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度 全国水質現況評価検討業務 R3.5.26～R4.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 堀田 治 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎2号館	R3.5.25	令和3年度 全国水質現況評価検討業務 河川財団・日水コン設計共同体 (公財)河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、全国の一級河川の水質データの収集・分析・評価を行うとともに、良好な河川環境の維持及び河川環境の改善に向けた今後の施策のあり方や今後の河川水質調査方法等について検討するものである。 左記業者は企画提案書の提出があった唯一の者であり、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度、業務の特定テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し置かれていることから、特定したものである。	30,745,000	30,745,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R3荒川上流管内河川管理施設監理検討業務 荒川上流河川事務所管内 R3.6.2～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 藤本 雄介 埼玉県川越市新宿町3-12	R3.6.1	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に執行するため、既往の堤防点検評価、巡視結果などを踏まえ、今年度の堤防点検評価の検討及び効率的かつ効果的な修繕を実施するための対策工法について検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R3荒川上流管内河川管理施設監理検討業務東京建設コンサルタント・河川財団・関東建設設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	27,599,000	27,500,000	99.64%	-	公財	国認定	1者	
R3関東地域におけるグリーンインフラ活用検討業務 関東地方整備局管内 R3.6.5～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R3.6.4	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、関東地域におけるグリーンインフラの活用と、多様な主体と連携した生態系ネットワークの形成推進の方策について検討を行うものである。また、前述方策の検討と推進を図るため関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会の運営補助等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,994,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R3久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務 常陸河川国道事務所管内 R3.6.5～R4.3.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	R3.6.4	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状況を評価し、姿勢等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための基礎資料について取りまとめを行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「久慈川・那珂川の治水上の問題点を踏まえた上での、堤防点検を評価するための検討方法」の技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 令和3久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務河川財団・エコー・日水コン設計共同体は、技術提案書をふまえた当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	44,110,000	44,110,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度関門港における船舶航行安全検討業務 R3.6.7～R4.3.11 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局関門航路事務所長 久保 敏哉 福岡県北九州市小倉北区浅野3-7-38	R3.6.7	(公社)西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805000308	会計法第29条の3第4項 関門海域は狭隘・屈曲部を有し、急潮流なうえ、航行する船舶が輻輳するなど、厳しい施工条件が見込まれる海域である。 本業務を実施するにあたっては、開発保全航路を含む関門海域における船舶航行に精通し、整備事業を実施する場合の航行安全対策に関する高度で専門的な知識と豊富な経験が必要である。 以上ことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続を公示し、参加表明業者においては、予定管理技術者の経験・能力(技術者資格、専門技術力)、本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書を書面で提出を求めるとともに、予定管理技術者へヒアリングを行うことにより、専門知識及び技術力の確認をし、本業務の遂行能力等を評価した。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人 西部海難防止協会が今回の業務内容を受注するにあたり最適業者であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。	44,198,000	43,780,000	99.05%	-	公社	国認定	1者	
R3河川水辺の国勢調査(河川版)総括検討業務 関東地方整備局管内 R3.6.8～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R3.6.7	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和2年度に全国の河川で実施された「河川水辺の国勢調査」の調査結果を収集・精査し、公表資料作成・データベース更新を行うとともに、河川環境の実施や変遷について分析することを目的とするものである。また、河川水辺の国勢調査への環境DNA調査導入に向けて、環境DNAの調査・検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 公益社団法人リバーフロント研究所は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	57,013,000	56,980,000	99.94%	-	公財	国認定	2者	連名契約

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナミナール船舶航行安全対策検討業務 R3.6.8～R4.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京港湾事務所長 山本 康太 東京都江東区新木場1-6-25	R3.6.8	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町四丁目4番1号 関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナミナール整備事業(Y3)の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。 本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行奥態に精通し、海上工事に関する船舶の航行安全や海難防止等に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。 よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に關する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。 「Y2岸壁を利用する船舶の離着岸の状況を考慮した安全対策における着目点について」 本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、工事海域が船舶の操船に及ぼす影響を考慮したビジュアル操船シミュレーション実験の実施条件に着目し、その実験結果を踏まえた航行安全対策を検討・策定するための手順等、優れた技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。本業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知見を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。 よって、会計法第29条の3第4項により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約をするものである。	38,005,000	38,005,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
R2関東地方整備局堤防植生管理等検討業務 関東地方整備局管内 R3.6.16～R4.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R3.6.15	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、「堤防植生に応じた効率的な除草方法に関する留意点について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R2関東地方整備局堤防植生管理等検討業務河川財団・建設環境研究所設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	25,608,000	25,223,000	98.50%	-	公財	国認定	2者	
R2関東地方整備局河川現況台帳デジタル活用等検討業務 関東地方整備局管内 R3.6.16～R4.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R3.6.15	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、「デジタル化した河川台帳の効率的な活用方法に関する留意点について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R2関東地方整備局河川現況台帳デジタル活用等検討業務河川財団・東京建設コンサルタント・八千代エンジニアリング設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	120,494,000	120,120,000	99.69%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度 四国圏域生態系ネットワーク検討業務 四国地方整備局 R3.6.17～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 丹羽 克彦 香川県高松市サンポート3-33	R3.6.16	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務は、水辺生態系の最上位に位置し、魅力的な地域づくりのシンボルとしてアピール性の高いコウノトリ・ツル類等を広域指標とした四国圏域を対象とする生態系ネットワークの形成を目指すにあたり、効果的な展開施策の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性及び信頼性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 公募により技術的提案の提出を求めたところ、1者から提案があり、総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提出を行ったと求められた左記業者を特定したものである。 よって会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	10,560,000	9,999,000	94.69%	-	公財	国認定	1者	
地域のまちづくりと連携した川づくりの推進に関する調査検討業務 東北地方整備局 R3.6.22～R4.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 梅野 修一 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R3.6.21	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川11-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するにあたっては、地域のまちづくりと連携したかわまちづくりの手引き案を検討する上で、幅広い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求め評価テーマを設定し、簡易公募型プロポーザル方式により評価を行い、本業務を履行するに十分な技術力と能力が認められた者と契	49,973,000	49,973,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	連名契約



公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R3河川維持管理技術の高度化等検討業務 関東地方整備局管内 R3.6.24～R4.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 川俣 裕行 千葉県松戸市五香西6-12-1	R3.6.23	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術・経験を必要とすることから、技術力、経験、実施方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・バスコ設計共同体は技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	35,750,000	35,750,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R3利根川下流管内河川管理施設監理検討業務 利根川下流河川事務所管内 R3.6.26～R4.3.18 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原イ4149	R3.6.25	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部の堤防等河川管理施設の維持管理を適正に行うことを目的とし、堤防等河川管理施設の現状把握を河川巡視及び施設点検結果を基に行い、河川管理施設が有すべき機能の維持修繕等を効率的、効果的に行うための必要とする資料を収集整理し、河川維持管理計画に基づいた検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R3利根川下流管内河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	20,438,000	20,438,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
中国管内の港湾における広域連携BCP検討業務 一 R3.6.29～R4.3.25 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局 副局長 中島 晴 広島県広島市中区東白島町14-15	R3.6.29	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合の被害想定を整理し、中国管内の各港湾で定めている港湾BCP及び広島湾連携BCP等の課題の抽出、企業活動を継続させるため港湾機能の早期回復を図る方法や緊急物資輸送、広域的な代替輸送の方法など国民生活や社会経済への影響を最小限に留めるための港湾連携のあり方について検討を行うものであるが、専門的な技術が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。 (簡易公募型プロポーザル)	23,254,000	23,210,000	99.81%	-	公社	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。